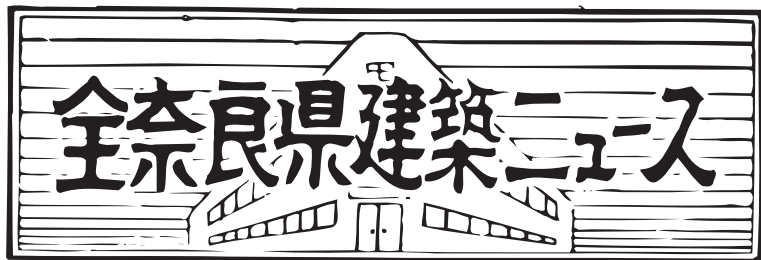


9月の組織拡大行動週間

9日～16日
仲間の絆を強めて
組合を大きくしよう！



発行所
奈良県建築労働協同組合
橿原市小綱町9番8号
電話 (0744) 22-5115 (代)
FAX 22-9111
発行人 本部執行委員会
http://www.narakenchiku.com
access-mail@narakenchiku.com



一人ひとりの仲間が、自分の働く現場で「組合宣伝」

組合に加入していることがメリット。加入してから自分にあったメリットを見つけていく。

2100名組織を守り抜き、 早期2200名回復をめざして！

組合員皆さんならびに役員皆さんには、組合諸活動にご協力とご理解を賜り厚くお礼申し上げます。本当に感謝申し上げます。3ヶ月の組織数は6月末2142名、7月末2142名、8月末は2138名となり、昨年8月時の組織数2241名より103名減少となっています。また、新規加入者目標数を105名と打立て、8月末時点では64名まで到達できています。組合活動の成果は一朝一夕には得られませんが、各支部拡大目標達成と、2100名組織を守り抜くと共に、2200名の早期回復に向け、役員さんならびに組合員皆さんの組織拡大へのご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。組合には中建国保・労災保険・税金申告相談、建退共・全労済各種共済、技能資格取得・顧問弁護士による法律相談、さらには仲間同士の助け合いなど、組合費以上の大きなメリットがたくさんあります。組合の運動に自信を持って組合への加入をすすめていきましょう。

◆秋の組織拡大強化月間も本部・支部が 一体となり取組んでいきます。

■現場訪問行動の実践

各支部による現場訪問・事業所訪問・組合員宅訪問行動を進めます。訪問することで何かきっかけやチャンスが生まれます。

■組合加入後、3年以内の組合員を訪問する行動を実践。

加入したばかりの人なら、横の繋がりで組合の未加入者を知っている可能性も高いのでないかということで、組合加入して3年以内の新加入者をターゲットとして取組みます。

■新規加入者の加入動機は仲間や親方の紹介が7割にのびります。

加入目的は労災保険が31%、中建加入は33%で全体の64%。一人ひとりの仲間が、自分の働く現場で「組合宣伝」をして頂き、未加入者がいれば「組合の仲間に入らないか」「未加入者を紹介して」と声かけとご紹介をお願いします。

■中建国保や労災保険を使った仲間や事業所からの発信をすすめていきましょう。

組合は労災や中建・税金だけではありません。仕事の助け合い・つながりが持てる組織であることも訴えていきましょう。

■事業所や建材店・公共機関等へのポスター貼付で組合宣伝を強化。

丸型マグネット貼付で仲間の連帯と存在をみんなで高めましょう。書記局は現場訪問行動をすすめて、コーナンプロやビバホームセンターで組合宣伝。

コーナンプロ三条大路店で第5弾の朝宣伝

5回目の朝宣伝行動として、8月8日(金)の朝7時半から9時までコーナンプロ三条大路店において、天理支部の松田副支部長さん、郡山支部の田原副支部長さんに協力を頂き、本部の中委員長、松井書記長、能城と大井書記が参加して宣伝行動を実施しました。

この日は暑さが少し和らぐ中でしたが、建材や金物類を購入するために来店した建築職人の方たち約25人に声を掛けて、組合パンフやティッシュを手渡しました。

「二人親方労災や職人のため健康保険(中建国保)を取り扱っています。何かあれば問合せ下さい。」と声掛けをし、是非、組合加入して下さいとお願いしました。職人さん達が休憩の合間に組合パンフを見て、一人親方労災や中建国保などの魅力を知って頂き、そして建築組合の存在と加入の意識付けになればと思うところです。ホームセンターでの朝宣伝運動ははじめ各支部による組織拡大行動



朝宣伝に参加された役員皆さん

適格請求書等保存方式の見直し、
負担軽減措置の延長を求める要請
署名へのご協力有難うございました。

747筆

平素は組合諸活動にご理解とご協力賜り厚く御礼申し上げます。適格請求書等保存方式の見直し、負担軽減措置の延長を求める要請署名については、秋の財務省への提出集会で財務大臣に届けさせていただきます。建設業は地域の社会インフラや住宅維持、さらには、災害時の修繕や応急仮設住宅建設など、国民の社会生活に不可欠であり、その現場を支えているのはインボイス制度の影響を受けている小零細な事業者です。小零細な課税事業者の納税額増加や免税事業者が値引きの強要や取引からの排除などの影響を受けないような仕組みに見直すこと。2割特例、8割控除などの負担軽減措置についても適用延長を求め、60万人の仲間の力で強く要請していきます。



職人さんへパンフを手渡し役員さん

(声掛け)を積み重ねていくことで今後の大きな成果に繋がると信じています。(本部書記 能城記)

北葛支部青年部主催

夏休み子供木工教室

恒例の夏休み子供木工教室が8月3日(日)に北葛支部会館にて開催されました。連日の猛暑の中、支部役員たちによって会場が準備され9人の子供たちが参加しました。



役員さんが組立てや釘打ちを指導しています。

今年の工作は「家型貯金箱」です。9時半開始で役員さんより組み立て方の説明を受け、釘の打ち方、ビスの止め方、接着剤のつけ方などを指導してもらい、保護者の方と一緒に作業を進めました。

他にも「丸太斬り体験」等も準備していましたが、屋外だったため熱中症を考慮し中止しました。

ほとんどの子供たちが1時間ほどで組み立てを完了しました。その後、小木片やキラキラ

そして、この猛暑の中、奈良青協から4人と五條支部

長が応援に駆けつけて頂きました。

おかげさまでスムーズに運営することができました。

暑い中、本当にありがとうございました。

(支部長 松井宏之記)



家型貯金箱が見事に完成しました。

香芝支部

中央公民館主催の夏休みこどもわくわく体験

「プロと一緒に親子で木工」&「増改築1日無料相談」

8月16日(土)に香芝中央公民館主催「プロと一緒に親子で木工教室」を開催しました。公民館に向かい「住まいの事なら地元建築職人へ」の横断幕や組合啓発の幟を会場出入り口や会場内に掲げ建築組合をアピールしました。

9時半から予定の参加者13組が次々と来場し、入り口で相談者グッズ(香芝支部名前入りのタオル・建築組合のポケットティッシュ・住販メーカーより安い訳・住宅の点検シート、耐震シールドのカタログ等)を手渡しました。

森分会長から相談者グッズの説明と和田全立支部青年部長から道具の取り扱い方やのこぎりの切り方を示した作業書を配布し講義後作業の開始となりました。

保護者の方と子供さん小学3年から4年生とで材料を探りながら、作品のイメージを膨らませ選んでいるようでした。棒やベニヤに差し金を使い、線を引く作業は意外に難しく消したり引き直したり、保護者が必死にサポートしながら何とかする方、最初から線だけ引き、青年部に「ここ切ってもらえますか？」

「どれ位の釘の長さが必要ですか？」などお願いや質問が飛び交っていました。

他の部員は会場を見て廻り苦勞しておられる方々のお手伝いや釘の下穴空けなど組立のお手伝いをしてくれました。

四角の板からは椅子の座や短転がしの遊具、女の子は人形さんのベッドや机を置いたドールハウス、とどめは犬小屋まで色々な作品に転じ発想をしてくれました。支部事務所に戻り、食事をしながら今日のよかったところとか反省の部分とかを青年部員と支部三役で話し合いました。

増改築相談には1家族2名が来られ4年くらい経過した家を買って、八尾から香芝市にきて30年ほど経つが、トイレと脱衣場に向かう中廊下の床がふわふわしていてお母さんが自分で釘を打ったのを見たがどうしようもないので、広報の増改築無料相談の記事をみて来られたとのことでした。相談内容を聞きながら香芝建



昼食を取りながら役員と青年部で反省会



ベニア板を工夫、いぬ小屋を作りました。

築組合の組合員案内地図を見せ、「地元にはこれぐらいの職人さんや工事店があるので気楽に声掛けしてください。親切、丁寧に対応してくれますよ」とアドバイスしました。

今後は身近なところ(近所の振興住宅地)の方々に香芝建築組合員の地図を配布したり店舗に置いて頂く所を探したりと課題がある事に気付かされました。

(支部長 和田全示記)

組織拡大行動に取り組んでいます! ~組合未加入の方を 紹介してください~

「声を大きく、団結を大きく」して仕事とくらしを守ろう!

私たちの切実な要求の実現には「数の力」(組合力)が力ぎをにぎります。

「きびしい今こそ仲間の支えあい」~多くの仲間の協力が必要です!

仲間の皆さんの「日常のつながり」を活かして未加入者をご紹介ください。

組合が大きくなれば、魅力・メリットも充実・発展へ!

建設国保や共済などの事業は仲間が増えれば充実・発展につながります。



～ 労災保険の特別加入～

一人親方労災の加入範囲 年間100人工未満の労働者使用

建築・建設の事業を行う方で、労働者を使用しないで建設業などを行うことを常態とする方が一人親方労災に加入することができます。

ただし、1年間において労働者を使用する見込みが“100人工未満”となるような場合に加入できます。

一人親方労災は基本的に外注扱いとされていますので、すべての労災事故に一人親方労災を適用するという訳ではありません。あくまでもその現場でどのような形態で働くかによって変わってくる可能性があります。

① 元請労災の適用になります。

一人親方労災加入者が、時に臨時の応援（職人）として働く場合や、事業所の常用職人として働く場合は、本人が加入している一人親方労災ではなく、元請労災を使用することになります。労働条件通知書を交わし雇用関係を明確にしておいて下さい。

② 職人を雇用した場合は、必ず一括有期労災に加入を！

一人親方労災に加入している人が“元請”をした場合に、本人がケガした場合は一人親方労災を使用しますが、臨時の応援（職人）を頼んだり、下請の事業主が職人を連れてきた場合には、一人親方労災ではこれらの人に補償を行うことができません。一括有期労災に加入する必要があります。

③ 親子(同居家族)で仕事をしている場合は、個々に一人親方労災保険に加入しないと労災保険は適用されません。

中小事業主特別加入労災とは

常時職人さんを雇用している場合は、一括有期労災保険に加入しなければなりませんが、その事業主本人や同居の親族（法人は取締役等）は、事業主（家族）特別加入することで、労災補償を受けることになります。

「事業主特別加入と一人親方労災とは補償範囲が異なります」

- 事業主特別加入の休業補償は、原則、療養のため全部労働不能であることが支給条件です。全部労働不能とは、入院しているか又は通院日のため従来の業務が全く出来ない状態等を いいます。
- 一人親方労災は基本的に一般労働者と同じ補償で365日補償の対象となります。

8月19日に宇陀市を午後2時半に出発して、夢洲にある大阪関西万博2025の会場に向いました。組合員とその家族合わせて30名が万博研修会に参加しました。行きのバス内では関西万博へ一度行かれた方々からアドバイスをいただき、また、久しぶりに会う組合員同士

の交流の場にもなりました。最後、大輪の花火を観覧した時は、暑かったことも歩き疲れたことも忘れて、無事に帰ることができました。宇陀支部はコロナ禍ではなかなかこのような企画はできません



関西万博で研修＆親睦

大阪関西万博2025で 研修と親睦をはかる

宇陀支部
研修と親睦をはかる
（支部書記 清水朋子記）

組合顧問弁護士へご相談下さい

- ◎工事中・後の施主との工事代金不払い
- ◎竣工後の施工面のクレーム
- ◎元請や業者間との賃金不払い
- ◎手形や小切手の取引の問題
- ◎債権回収の相談
- ◎従業員の賃金や雇用等に関する問題

上記のような問題等を抱えておられたら、一人で悩まずにご相談下さい。組合では顧問弁護士と契約を結んでいます。最初の30分間は無料です。

- ・先ずは組合本部へご連絡下さい。
 - ・直接、ご連絡頂く場合は建築組合員ですと申し添え下さい。
- 奈良総合法律事務所 0744-23-8611

－ 36協定届－ 届出行っていますか 時間外・休日労働の際に必要な

従業員を雇用している事業主のみなさん、36協定届（時間外・休日労働に関する協定届）の届出は行っていますか。

個人事業所・法人事業所、従業員の人数を問わず、従業員を時間外・休日労働に従事させる場合は、36協定届の届出が必要となります。

時間外・休日労働が月30分、1時間であっても届出が必要となるので注意が必要です。

建設業における36協定届は現在、一種類のみ（様式9号の4）ですが、建設業における時間外労働時間の上限規制が適用される、令和6年4月1日以降は、他産業と同様に

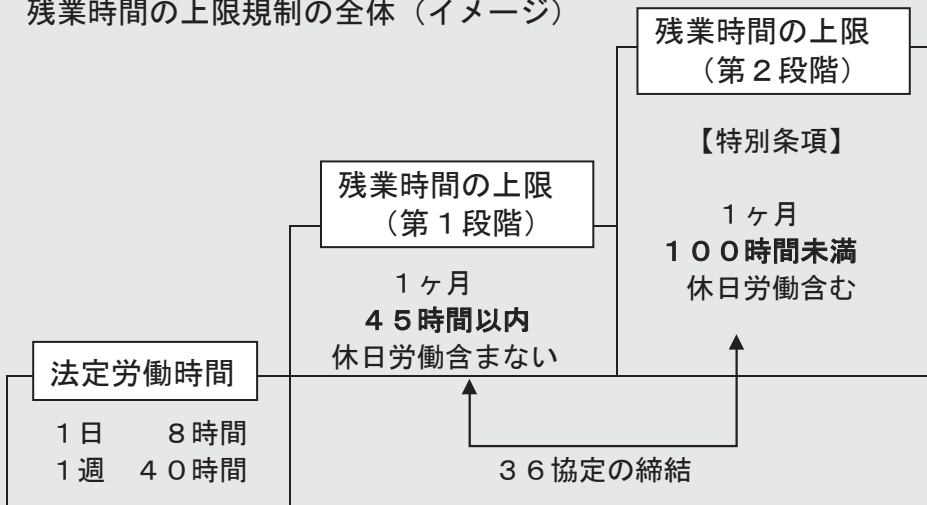
「一般条項」「特別条項」の2種類の協定届様式となります。

書類のひな型は「厚生労働省主要様式ダウンロードコーナー・労働基準法等関係主要様式」に掲載されています。

全建総連でも働き方改革関連法について理解を深めるためのリーフレットを作成しており、労働条件通知書、36協定届、法定3帳簿（出勤簿・賃金台帳・労働者名簿）など、ひな形を作成しています。いずれも全建総連のホームページで公開しています。

届出がお済でない方は、事業所管轄の労働基準監督署に届出を行いましょう。

残業時間の上限規制の全体（イメージ）



組合員さん限定！

コーナンPROと建築組合の
提携がスタート。
近畿二府四県で **3%** 割引

お買い物の際、レジで組合カードを提示することで、3%の割引が受けられるようになりました。現金&クレジットカードどちらも可。
早朝から営業していることで、プロ向けの住宅建材・用品を専門に扱う同店は120店舗が営業していますが、今回の奈良県建築組合との業務提携で3%の割引が受けられるのは関西エリアの店舗となります。
提携店舗は、近畿2府4県のコーナンPRO・WORK&TOOL全店となりますが、「ホームセンターコーナン」及び「コーナンドイト」店舗は対象外ですのでご注意ください。



※組合カードは各支部を通じてお渡しさせて頂いています。



山添支部
現場パトロール

山添支部（組合長・大谷敏治）は、7月16日（水）に防災パトロールを役員で実施し、現場の安全意識の高揚を図りました。

防災パトロールは「全国安全週間」にちなんで、当支部では毎年7月下旬に実施しており、各現場において労働災害が発生しないよう不安全な箇所や作業方法があれば改善を指導していきます。特に熱中症対策を重点的にパトロールしました。各現場では労働災害防止対策が展開されてきた努力

の結果、安全対策の徹底、熱中症予防に注意され作業されていました。施工を進める上で品質の確保と現場の生産性向上はもちろんですが、現場の安全確保は前提であり責務であります。危険意識の低下を防ぐことにとどまらず、危険への感度をより高めるための活動の続けることの重要性を改め



仲間の作業場を訪問し安全点検

の結果、安全対策の徹底、熱中症予防に注意され作業されていました。施工を進める上で品質の確保と現場の生産性向上はもちろんですが、現場の安全確保は前提であり責務であります。危険意識の低下を防ぐことにとどまらず、危険への感度をより高めるための活動の続けることの重要性を改め

令和7年度 後期
技能検定受検案内

受検申請受付
10月2日(木)～10月15日(水)
組合では一括申請をしますので、10月13日までに組合本部へご提出下さい。
以外は各自で申請手続きをお願いします。

検 定 職 種
建築大工・型枠施工・かわらぶき・配管・石材施工ほか

受 検 手 数 料
実技 18,200円
学科 3,100円

受 検 資 格
実務経験のみで、1級受検の場合7年以上必要
実務経験のみで、2級受検の場合2年以上必要

※不明瞭な点については、担当の能城書記までお問合せ下さい。

「全国建設業労災互助会」

第三者賠償補償制度

工事中に第三者への賠償責任が発生するリスク

団体のスケールメリットを活かし、個別に同種の補償(保険)に加入されるより割安な掛金となっています。

組合では建設工事に伴って生じる不測の事故による賠償事故を補償できるよう、損保ジャパン代理店(株)ライフコートと提携しています。

工事遂行中に生じた偶然な事故、また建設工事にかかわる施設および昇降機に起因する事故によって、第三者の身体障害または財物損壊が発生した場合、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

(例) 内装業者が工事中にシートが飛ばされ室内にあった家財が水濡れ被害。施工ミスによる水漏れ被害。作業物落下による通行人へのケガ。
リース車の破損(自走可能なリース・レンタルした建設工作用車両の破損事故)

■お支払限度額・自己負担額(標準プラン)

身体賠償	1名につき	最高2億円
	1事故につき	最高5億円
財物賠償	1事故につき	最高1億円
自己負担額	身体賠償・財物賠償それぞれにおいて、1事故につき5万円が自己負担となります。(損害額が5万円を超えた場合に超過額がお支払いの対象となります)	

■年間掛金／建築100%の場合

完成工事高	1千万円	13,596円
	3千万円	34,608円
	5千万円	41,604円

※案内パンフレット希望・見積り希望・詳しい説明が聞きたいという方につきましては、(株)ライフコート・さくらの西山までご連絡をお願いします。
お問合せの際は建築組合員ですとお伝えください。
☎0744-45-3151 / 桜井市大西445-3

出産祝い金制度
青年組合員さん交付申請を忘れずに

組合では青年組合員の皆さんのお子様の誕生を祝い、健やかな成長を願って、平成20年から出産祝い金を給付しています。
給付を受けられる方は、対象児の出生日前、1年以上引き続き組合に在籍していること。組合費及びその他の義務負担金を滞納していないことが必要条件です。

申請手続きや必要書類はその他については、所属支部や組合本部までお問合せ下さい。
※申請期限は、対象児の出生の日の翌日から2年以内にご提出ください。

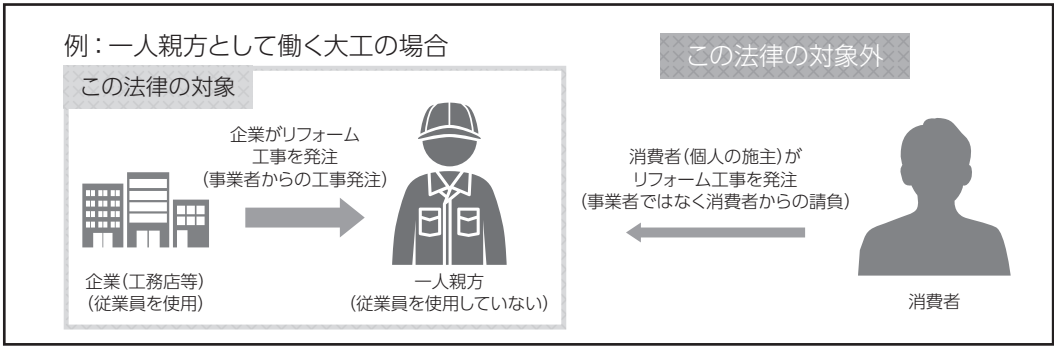
**支給額は、
1人につき
2万円です**

「フリーランス新法」ご存知ですか
建設業の一人親方との取引にも適用されます
気づかぬ間に違反の可能性

令和6年11月から施行されたフリーランス・事業者間取引適正化等法について確認しましょう。
元請業者や上位請負業者がフリーランス（一人親方）に仕事を発注する場合、下記①～⑤のような法令遵守が義務付けられます。
※一人親方とは「請負契約の相手方である事業者で従業員を使用しないもの」とし、発注事業者とは「一人親方に工事発注する事業者で従業員を使用するもの」と定められています。

- ①書面又は電磁的方法による取引条件の明示。
- ②完了後60日以内に支払期日を定め、その定め通り報酬を支払うこと。
- ③1ヶ月以上の業務委託をしている場合は不当な受領拒否や報酬の減額等を行わない。
- ④ハラスメント対策の体制を整えること。
- ⑤募集情報の的確かつ最新の表示をすること。加えて6ヶ月以上の業務委託を行う場合は、育児介護等と業務の両立に対する配慮や中途解除、更新止めを行う場合は30日前までに予告や理由の提示を行うこと等。

近年、働き方改革の影響や働き方の多様化から、一人親方の保護が進められています。
知らない間に違反をされていた、違反をしていたということがないようにしましょう。
❖契約や支払い、業務内容など取引上のトラブルが発生した場合は、相談窓口「フリーランス・トラブル110番」☎0120-532-110にご相談ください。



奈良	128
生駒	170
山添	29
都祁	12
郡山	52
斑鳩	46
天理	157
東宇陀	16
田原本	69
北葛	284
桜井	126
香芝	100
宇陀	122
橿原	456
菟田野	41
東吉野	18
御所	81
吉野	50
中吉野	56
五条	92
川上	10
西吉野	6
天川	2
十津川	12
下北山	3
合計	2138

『先月より4名減』

組合員 2、138名
支部組織人員(令和7年8月20日現在)

ようこそ
組合の仲間へ

令和7年7月新加入(敬称略)

支部氏名年令職種紹介者
宇陀正壽知之44現場監督橋本恵至

令和7年8月新加入(敬称略)

支部氏名年令職種紹介者
生駒奥田健人34造園工奥田健
桜井木村真也31製材業向出篤史
桜井小林寿充38防護柵工向出篤史
香芝澤田鳴斗28大工和田全立
橿原大杉寛治39大工大杉直寛

心からご冥福をお祈りいたします
亡くなられた仲間

令和7年7月死亡
郡山支部 橋本 定晴氏 設計(73歳)
令和7年8月死亡
川上支部 松本 清氏 建具(77歳)



今月の労災事故件数
(令和7年7月21日～
令和7年8月20日まで)
一人親方2件／一括有期4件

項目	一人親方	一括有期		合計
		職人	業主	
1. 墜落・転落	1	0	0	1
2. 転倒	1	0	0	1
3. 飛来・落下	0	1	0	1
4. 電動工具	0	1	0	1
5. 切れ・擦れ	0	0	0	0
6. 踏み抜き	0	0	0	0
7. 破壊・倒壊	0	0	0	0
8. 動作の反動・無理な動作	0	1	0	1
9. 交通事故	0	0	0	0
10. その他(激突・感電等)	0	1	0	1
合計	2	4	0	6

情報コーナー

各種試験・技能講習のご案内
奈良県労働基準協会や防災防奈良県支部では各種技能講習会をおこなっています。

※(組本)は組合本部が会場

◎奈良県労働基準協会主催

問合せ先 0742-3612040

○玉掛け技能講習

学科 10月20日～21日(組本) 実技 10月27日
学科 11月20日～21日(組本) 実技 11月25日

○石綿作業主任者技能講習

学科 10月9日～10日

○有機溶剤作業主任者技能講習

学科 11月13日～14日

○建築物石綿含有建材調査者講習

学科 11月10日～11日

○工作物石綿事前調査者講習

学科 11月27日～28日

○フルハーネス型安全帯使用特別教育

学科 12月16日

◎建設業労働災害防止協会主催

問合せ先 0742-2213345

○足場の組立て等作業主任者技能講習

学科 令和8年1月14日～15日

○石綿作業主任者技能講習

学科 令和8年1月27日～28日

○フルハーネス型安全帯使用特別教育

学科 11月5日

申込みは労働基準協会並びに防災防奈良県支部までお問合せ下さい。
基準協会や防災防ホームページでも確認できます。

定額減税（令和6年分）を補足する「不足額給付金」の 申請手続きが各市町村で始まっています。

～申請方法や申請期限等は、お住まいの各市町村によって異なります。～

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を踏まえ、急激な物価高から国民生活を守ることを目的として、R6年度に「定額減税」（納税義務者及び扶養親族等1人につき、R6年分所得税から3万円、R6年度個人住民税所得割から1万円）が実施されました。

「不足額給付金」とは、当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その差額を追加で給付を行うものです。

【不足額給付】①（当初調整給付との差額分を給付）

当初調整給付の算定に際し、R5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、R6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したあとに、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた方。

（給付対象となりうるかたの例）

- R5年所得に比べR6年所得が減少したことにより、
「R6年分推計所得税額(R5年所得)」>「R6年分所得税額(R6年所得)」となった方。
- こどもの出生等、扶養親族等がR6年中に増加したことにより、
「所得税分定額減税可能額(当初給付時)」<「所得税分定額減税可能額(不足額給付時)」となった方。
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、R6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく不足額給付時に一律対応することとされた方。

【不足額給付】②（原則定額4万円）

（次の要件をすべて満たす方）

- R6年分所得税及びR6年度個人住民税所得割の定額減税前額が、どちらも非課税(0円)である方。
- R6年分所得税およびR6年度個人住民税にかかる合計所得が48万円を超える方。
又は★⑩青色事業専従者・事業専従者(白色)であることから税制度上の扶養親族の対象外となった方。
- R5年度、R6年度に実施した低所得世帯向け給付金の対象世帯とならなかった方。

⑩【不足額給付】②
★青色事業専従者・事業専従者（白色）であることから税制度上の扶養親族の対象外となった者。
に該当する場合。※市町村によっては個々に通知されない場合があるのでご注意下さい。
（※自ら申請が必要となっている。）
《青色事業専従者・事業専従者（白色）》
（例）納税者である個人事業主の個人商店を手伝う事業専従者(税法上、配偶者控除・扶養控除の対象とならない者)であって、自身の給与収入が概ね100万円に満たない（所得税・住民税が課されない）者であり世帯内に納税者がいるため低所得世帯向け給付の対象ともならない者。

対象となる方は申請忘れのないようにご注意下さい